



国際公式ゲートボール競技規則の一部改正

【改正の趣旨】

どちらか一方のチームが有利になることなく、公平・公正なスポーツ競技としての順守すべき内容を堅持しつつ、反則は可能な限り削減し、処置はシンプルに、初心者・上級者を問わず、分かりやすいルールを目指す。

【改正内容】

1. 第1ゲート通過成立要件の改正

改正内容：第1ゲートの通過成立の要件を見直し、ゲート線を完全に通り過ぎた時点で第1ゲートの通過は成立することとする。

関連条文：第13条 ゲート通過

第1項 ゲート通過の成立

関連改正事項：タッチの条文（第15条）改正

第15条 タッチ 第1項タッチの成立

〔現行〕1. タッチとは、打撃により移動した自球と他球が当たることをいう。

↓

〔条文案〕1. タッチとは、インボールの自球を打撃したことにより移動した自球と他球が当たることをいう。

2. ボールの移動（無効な移動）に関する改正

①改正内容：ゲートまたはゴールポールを介在した間接的なボールの移動については、原則として有効な移動とする。ただし、次の場合は現行どおり無効な移動とする。

- (1) 打者の身体およびスティックが、ゲートまたはゴールポールに触れた場合。
- (2) 第1ゲートの通過が成立していないボールがゲート（またはゴールポール）に当たった場合。
- (3) アウトボールを打撃して、ゲートまたはゴールポールに当たった場合。

関連条文：第11条 ボールの移動

第2項 無効な移動

3. 打撃違反に関する改正

- ①改正内容：土、芝生等をスティックで叩いて、間接的にボールを移動させた場合については、打撃違反から削除し、無効な移動とする。

関連条文：第12条 打撃

第4項 打撃違反

関連改正事項：ボールの移動に関する条文（第11条）改正

第11条 ボールの移動 第2項無効な移動1.（9）

以下の条文を加える。

〔条文案〕土、芝生等をスティックで叩いて、間接的にボールを移動させた場合。

- ②改正内容：継続打撃の権利の発生について、「すべてのスパーク打撃にかかわる行為が終了した場合」では、打者自身で10秒計測の起点をコントロールできる（スパーク打撃終了後、自球を踏み続ければスパーク打撃にかかわる行為は終了とならない）ため、「スパーク打撃が成立した場合」とし、打撃違反の項目に「スパーク打撃が成立し、スパーク打撃にかかわる行為が終了する前に自球を打った場合」を加える。

関連条文：第12条 打撃

第3項 継続打撃の権利の発生

第4項 打撃違反

4. スパーク打撃違反に関する改正

- ① 改正内容：セットをやり直すときに、自球を踏んでいない状態でセットした他球に手が触れた場合は、スパーク打撃違反から削除し、無効な移動とする。

関連条文：第16条 スパーク打撃

第4項 スパーク打撃違反

関連改正事項：ボールの移動に関する条文（第11条）改正

第11条 ボールの移動 第2項無効な移動

以下の条文を加える。

〔条文案〕セットをやり直すときに、自球を踏んでいない状態でセットした他球に手が触れた場合

- ② 改正内容：反則後の自球の処置について、状況（セット前・セット後・スパーク打撃成立後）によって処置を変えるのではなく、スパーク打撃違反をしたらアウトボールの処置をすることで統一する。

関連条文：第16条 スパーク打撃

第4項 スパーク打撃違反



審判実施要領の一部改正

1. タイムオーバーの対応
10秒計測の起点から「8秒」と通知したあとそのまま「9秒」「10秒」と通知した時点で、打撃またはスパーク打撃をしなかった場合は「反則」を宣告する。
2. ゲームセットの宣告は、主審1名がコート中央付近で行う。
※副審・記録員は整列しない。

